

令和5年第11回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和5年11月2日（木曜日） 14時00分～16時46分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 小野 隆壽 3番 高畠 千恵美 4番 飛高 聖悟
5番 小野美智子 6番 伊藤 文士 7番 竹中 裕子 8番 山田 美之
9番 田原 俊秀 10番 吉岡 薫 11番 波戸崎 孝 12番 三又 勝弘
14番 矢野 弥平 15番 笠村 由喜 16番 塩月 吉伸 17番 茅田 寿志

出席農地利用最適化推進委員： 佐伯5区 上杉 隆盛 佐伯9区 岩田 隆生

弥生1区一瀬 雄二郎 弥生2区 市原 洋一 直川1区 曾根田正弘

米水津区 坪矢一義

事務局： 事務局長 下川 秀文 総括主幹 岡田 崇 副主幹 東木原 一義 副主幹 天野 仁
主事 小野 颯月

農政課： 副主幹 河合 政和 副主幹 矢野 正一郎 主事 木本 匠

議事日程

第1 議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第34号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①佐伯市農業振興地域整備計画の健康に係る意見書の提出について

②非農地証明願について

③農用地利用集積計画（案）について（農政課）

④利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

⑤農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

(局長)

それでは皆さん早速でございますけど、ただいまから令和5年第11回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席委員は13番山田裕也委員でございます。

農業委員17名中、本日の会議の出席者は16名です。

よって、農業委員会会議規則第6条により、会議が成立したことを報告いたします。

なお、農地利用最適化推進委員さんの発言につきましては、農業委員会等に関する法律第29条第2項にて、各推進に関する案件のみとされておりますので、お知らせいたします。

それでは議事につきましては、農業委員会会議規則第4条により会長が議長になりますので、会長に議事の進行をお願いいたします。

(会長)

それでは、は議事進行を務めさせていただきたいと思います。

本日の議事録署名人を指名します。

議事録の署名を、9番波戸崎孝委員。

10番小野美智子委員にお願いします。

議事に入ります前に、事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

それでは議案書の2ページをお開きください。

本日の農地案件の件数及び面積につきまして、説明をいたします。

農地法第三条。

件数は12件、田7548平米。

畑1175平米。

合計8723平米、農地法第4条は今回ありません。

農地法第五条件数は6件、田225.39㎡、畑160平方メートル、合計385.39平方メートル。

総数の合計件数が18件。

合計面積が田7773.39㎡。

畑1335平方メートル。

総合計面積が9108.39平方メートル以上を提案いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。

ないようですので、議事に入りたいと思います。

それでは、議案第33号農地法第三条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

それでは3ページの一番から、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意

見をあわせてお願いします。

（事務局）

住宅地図の冊子 1 ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具まや、リースしております。

その他の器具は必要に応じて親戚等に借りているとのことです。

農業は譲受人 1 人で行うとのことです。

農地取得後は、芋類を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 78.64 アールとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当の推進委員からは、問題ないと思われるというような意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは 3 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの声が、意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 2 番についてですが、事務局の説明の後、岩田推進委員さんからの意見をお願いいたします。

（事務局）

住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。

今回の申請は、贈与による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

農業経営に必要な農機具を所有しております。

農業は譲受人 1 人で行う計画とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

譲受人は譲渡人の家を拠点として農業を行うとのことです。

取得後の耕作面積は 3.48 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして岩田推進委員さん、お願いします。

(岩田推進委員)

推進委員の岩田です。

この案件は特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは三条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の3番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見をあわせてお願いします。

(事務局)

住宅地図の冊子3ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で米や果樹、野菜を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具が所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は90.67アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは、特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思いますそれでは三条の3番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の4番についてですが、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と、推進委員の意見も、

(事務局)

住宅地図の冊子4ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で果樹類を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。農業は譲受人1人で行っているとのことです。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は51.71アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは、問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは三条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の5番についてですが、事務局の説明の後、矢野推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子5ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地や農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で米や茶を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人1人で行うこととのことです。

取得後の耕作面積は 40.44 アールとなります。

今後農業を行うので農業用の、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして矢野推進委員さんお願いします。

(矢野推進委員)

はい。

推進委員の矢野でございます。

この案件につきましても、特に問題はございません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の 5 番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 6 番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図の冊子 6 ページをご覧ください。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農業振興地域内の農地です。

譲受人、農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人 1 人で行っていくこととのことです。

農地取得は野菜を栽培する計画です。

譲受人は、申請農地の申請地の農地の近くに空き家バンクを購入しているとのことです。

取得後の耕作面積は 0.97 アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは特に問題ないとの旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の6番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の6番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の7番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図、冊子7ページをご覧ください。

今回の申請は贈与による所有権の移転です。

譲受人は自己所有地でみかんを栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父、母の3人で行うとのことです。

農地取得は果樹栽培する計画です。

1項の耕作面積は17.25アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは、特に問題ない旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進員からも、特に問題なしとの意見がございました。

それでは三条の7番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。それでは三条の7番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして三条の8番について、本日担当推進員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見も併せてお願いいたします。

(事務局)

住宅地図冊子8ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地で野菜を栽培してとのこと。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行うとのこと。

農地取得後は米を栽培するとのこと。

あと、申し訳ありません。

スライドの方がですねちょっとずれてしまいました申し訳ないです。

申し訳ない。

大丈夫です。

すいません。

取得後の耕作面積は38.02アールとなります。

今後農業を行う申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

担当推進委員からは特に問題ない意見の旨の意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも特に問題ないとの意見がございました。

それでは三条の8番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたい。

(波戸崎委員)

ちょっといいですか。

(会長)

はい。

(波戸崎委員)

はい、ここは、11番の波戸崎です。

ここ、お米を作られるんですか。

(事務局)

そうですね一応譲受人はその予定とのこと。

もともと登記地目が田ということもあって、米を作るとの意見がありました。

(波戸崎委員)

僕はお米を作らないんでわからないんですけど、水が漏れたりしないのかなってちょっと思ってますね。

(事務局)

一応現況が田になっているということもあり推進委員も特に問題はないとの意見をいただいておりますので、すいませんが、よろしくお願いします。

(波戸崎委員)

ありがとうございます。

(会長)

はい。

他にどなたかございませんか。

はい。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは三条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の9番についてですが、事務局の説明の後、一瀬推進委員さんからの意見を願います。

(事務局)

はい。

今回の住宅地図の冊子9ページをご覧ください。

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農業振興地域内の農用地です。

譲受人は自己所有地や米を栽培してとのこと。

いずれ農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は、譲受人と妻、子の3人で行うとのこと。

取得後の耕作面積が33.79アールとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして一瀬推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは、三条の9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の10番についてですが、3条の11番と議案第34号で上がっております。

五条の5、6番は、貸し人と借り人が同一であります。

主たる審議内容は、五条の5、6番の営農型太陽光発電施設になりますので、ここで議案第34号の五条の5、6番及び三条の10、11番を一括して審議したいと思います。

それでは事務局の説明の後、一瀬推進委員さんからの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

座って説明させていただきます。

まず初めにですねスライドの方ですね、今回の三条と五条、営農型太陽光発電施設の申請地が航空写真で写っております。

今回はスライドの通り、3筆これをそれぞれ各筆、一筆ごとに申請が三条、五条と申請がなされています。

それで、今回ですね、このまたスライドに戻していただいてですね航空写真。

この3筆についてはですね、農地法の第三条農地の取得として令和5年、5月の2日の3、農地の第三条の許可で許可がおりまして、当時もですね、太陽光でキクラゲを栽培するということで、農地法の第三条の許可が、令和5年の5月2日付で許可が、されております。

そのあと、農地法第三条の許可書によって、農地取得者である譲受人の方に集計移転の登記も終わりまして、登記名義人の方が、営農者として、今回、申請をされているところです。

同じく営農型太陽光でキクラゲを栽培するという計画となっております。

そのあとですね農地法第三条のちょっと説明をさせていただきたいと思います。

営農型発電設備は農地、農地に支柱を建てて営農適切に継続しながら、上部空間を、設置する。太陽光発電設備等の発電設備ですが、五条申請で営農型発電設備の設置、借人と、発電事業者さんと営農者、貸人が異なる場合は、営農型発電設備の下部の農地の空中部分を利用するための権利設定、地上権設定三条許可が必要となっております。

今回のスライドの各筆3筆ともですね、上の発電事業者さん。

はもう別のも福岡市の法人様になりまして、下の営農者さんはもう土地の所有者さんとイコールになりまして、ただしそこはまた営農者さんも法人様と個人様に分かれています。

ということで、申請になっております。

今回の議案では議案書の7ページと8ページの五条の4番から6番の営農型発電設備の設置者借人と営農者貸しに異なるため、営農型発電設備の下部の農地の空中部分を利用するための権利設定地上権の設定を、議案の5ページ6ページの三条の10番から12番で、地上権の設定をさせ

ていただきます。

つきましては、二つの議案は関連しており、三条の 10 番から 12 番の地上権の設定では、実質的には賃借人等の権利者の同意の有無。

今回についてはですね、もう土地の農地法の今年の 5 月の 2 日の三条の許可で、農地取得、譲受人の方にも、所有権移転登記で、名義が変わっておりますので、現在の登記名義人の方が、そこで、キクラゲの栽培すると営農者になります。

で、その点について賃借人等の権利者の同意ということは、もう確認は終えてると。

ということになります。

三条許可の判断基準である営農条件の使用を生ずる恐れにがあるかについては、五条の 4 番から 6 番について、五条の 4 番から 6 番の一時転用許可の判断の際に確認することとなっております。

なお、営農型発電設備の下部の農地の空中に設定する地上権三条の許可の期間は、支柱の部分に対する一時転用許可五条の許可の期間と同じ期間。

今回であれば、3 年または 10 年となります。

以上で事前の説明を終わらせていただきます。

はい。

それでは、ただいまから、五条の 5 番について説明をさせていただきます。

五条の 5 番と 6 番についてですね、借人、設置者と発電事業者さんと発電事業者と貸人、営農者、土地の所有者様が同一である。

関連があるため、五条の 5 番と 6 番については一括して説明をさせていただきます。

お手元の住宅地図については、10 ページをご覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内の農地の田です。

営農型太陽光発電施設としての用途による申請です。

転用者は、転用者である借人は、福岡市に本店を置き、自然エネルギー等による発電事業を営む法人です。

この度、本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後 10 年間一時転用しようとするものです。

なお、下部の農地においては、貸し人が耕作を行い、キクラゲを栽培する予定です。

貸し人は、担い手効率的かつ安定的な農業経営を行っているものであることから、10 年以内の一時転用許可が可能であり、この度、許可後 10 年間一時転用をしようとするものです。

申請地では支柱を建てて、最大高さ 2.27 メートルの太陽光パネルを設置します。

支柱フェンス部位引き込み電柱部分の面積は、五条の 5 は 0.45 m²、五条の 6 は 0.37 m²のため、この数値が転用面積となります。

また、太陽光パネル、下の農地面積は、五条の 5 は、387。

386.76 平方メートル。

五条の 6 は 320.69 平方メートルです。

パネルの下には、五条の 5 は 85 個、5 条の 6 は 75 個のキクラゲの菌床を設置します。

なお、太陽光パネルの最低地上高、0.6 メートル最高地上高 2.27 メートルとなっておりますが、パネル下、下部でキクラゲを効率的に栽培するために適した遮光率を保つことができる高さであり、キクラゲの菌床を覆うマルチも問題なく収まること。

また、貸し人が県外において営む営農型太陽光発電所の太陽光パネルの下部で行うキクラゲ栽培と同様の設計となっており、その実績から見て、効率的に栽培ができると判断され、申請をされ

ています。

このキクラゲ栽培についての営農計画書が添付されております。

申請地では、造成等の工事は行わず、太陽光パネルを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

床木地区地藏田水道組合から、農地転用に伴う措置等について協議が整い、水路の用水を利用する際に、利用するに際しては、事前協議を行うとの条件で同意する旨の意見書が添付されています。

許可基準は、運用通知第2、1両括弧1、両括弧2のCの両括弧農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するもの、また、令和4年3月31日付け、改正農林水産省農村振興局、農村振興局長通知、支柱を立てて営農継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについてに該当します。

事務局の説明は以上です。

あとすいません。

スライドの方で説明をさせていただきます。

スライドちょっと戻していただいて、こちらの配置図が、もう、発電設備への型発電設備の、この四角の何とってですね四角の網目というかですね、そのパネル、太陽光パネルを設置する場所で、その太陽光パネルの下でキクラゲの栽培を行います。

次のスライドに行きまして、こちらの図の方が、左下の方に、今回のも、3筆ともそうなんですけども太陽光パネルの構造として、南側にもう太陽光パネルが向きまして、最高の高さが2.27メートル、最低が0.6メートルという中で、左下に図がありますように、ちょっとわかりづらいんですけど、そのパネルの下部で、中央部分に、真ん中あたりにですね、マルチを、を設置しまして、その中でキクラゲの菌床を、その色塗りの図の方で、赤いところですね、そこにキクラゲの菌床を置きまして、設置しまして、そこでキクラゲの栽培をします。

ということになっております。

間隔についてはちょっとキクラゲの方がですね、酸欠を起こすと、成長が悪くなるということで、ある程度間隔を置かれて、菌床の設置すると、そういう菌床の数の、根拠となっているということは確認を取っています。

次のスライドですね、こちらがもう他市他県で鹿児島県の曽於市へと、事務局の方で岡田総括の方がですね。

前回視察に行きましたところの、もう他県での実績がある営農型太陽光の、今回キクラゲの栽培している写真になります。

若干左上の写真が、もう手前側にありますけど今回予定してるのが、ある程度の高さがあるのでちょっと中央部分にマルチがずれると思います。

下が実際、菌床で栽培されてキクラゲが収穫できる状態になってかごに入ってるのが収穫している状況になっております。

ちょっと右上についてはちょっと下のマルチ部分がちょっと黒くて見えなくなってるんですけども申し訳ありません。

以上のようにちょっとこのように営農型太陽光の設備の下部でキクラゲの栽培するという、営農型太陽光、今回支柱部分とフェンスグリッド、電柱部分。

5条の契約については、支柱部分が一時転用許可になります。
以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい。

続きまして一瀬推進委員さんお願いします。

はい。

ありがとうございました。

事務局から説明そして担当推進委員さんからの意見をいただきました。

それでは3条の10、11番、及び5条の5番6番について。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

(会長)

はい。

吉岡委員。

(吉岡委員)

すいません吉岡です。

3条の方の10.11.12譲り渡し人が、それぞれ株式会社と個人のお2人になっております。

住所が。

それで、それを3件でも同一なんですけれども、5条の方を見ますと、株式会社は福岡県に住所、持っておるようになりますので、おそらく権利者は2件が、株式会社1件が個人になるのではないかと思いますので、住所を確認をお願いしたいと思いますこれが1点です。

それともう1点はですね、譲受人の方なんですけれども、二つの合同会社なんですけれども。

これ住所は同一で代表にも同じでちょっと違和感がありました。

ただ、いろんな資料と見たところ、こういった会社の経営方法は、税対策とか補助金対策で、あることだということで、一応納得したんですけれども、前々回、宇目、蒲江で、やはり太陽光の事業を実施しておりまして、今後もですね、佐伯市内において、太陽光発電の事業展開をするのではないかなというふうに思われるところもありますので、事務局の方でですね、今後の事業計画と、こちらの会社の方にも確認していただいて、より協議を進めやすくしていただければなと思ったところです。

以上です。

(会長)

はい。

事務局。

(事務局)

はい。

回答させていただきます。

えっとですね農地法の第三条の方で10番から12番。

五条の4番から6番ということで、先ほど株式会社様と個人様ということで住所のお話がありました。

えっとですねちょっと申し訳ないんですけども申請上はですね農地法の第三条の方は、株式会社様は、三条の10番11番、12番、えっとですね佐伯市の住所、書かれています。

株式会社様の方は、本店は五条でありますように本店は、法人様の登記上の本店は福岡市、福岡県の糸島市にあります。

大分支店が佐伯市にあるということで申請書を大分市の、大分県の住所、佐伯市の住所で申請をされてまして。

ちょっと議案書の作成上ですね三条の方は、佐伯市の住所で統一をさせていただいてちょっと5条の方はですね、ちょっと私の担当になりましてですねちょっと本店、大分支店ということで分けてですね、住所を記載させていただいております。

で、それとまた併せて今、譲り渡し人の話をさせていただいたんですけど譲受人の方もまた2社ということで、代表社印がもう見る通り、同一で、もうこちらも委員さんがおっしゃったようにですね、もうこちらはもう内容としてはもう発電所の認定区分をですね、小さい低圧型で分割している。

ということで、会社名も分けられてるということは、確認を取っております。

それについて農業委員会もですね、改めて発電設備の認定にあたって、本来、大きくこの三つの3筆をまとめて、もう同一の事業者さん、代表者も同一の会社さんの同一なんですけども、会社名を分けてるっていうところでちょっと私も疑義を持ってですね、経済産業省の方にですね九州経済産業局にも確認をしとったところですね。

現在ともかなり厳格な審査を行われていて、今回の発電設備の認定はもちろん受けてらっしゃるんですけども、こちらも分割の案件にはあたりませんという回答を終えました。

それについてはこの会社名を会社名は、実際は違うんですけども、同一の代表社印となっていることについては、今回申請上受け付け上は問題ないかなと。

考えております。

今後の事業展開についてはですね、以前宇目と蒲江でも申請がありましたけども、今後の事業計画についてもですね、この申請者である方の申請があったときには、転用許可審査上ですね、厳格に審査をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

(会長)

吉岡委員。

(吉岡委員)

はい。

了解しました。

(会長)

他にご意見ございませんか。

はい。

三又委員。

（三又委員）

14 番の三又です。

年間計画のところ見せてください。

（事務局）

年間計画が、ちょっとこちらでよろしいですかね。

あと、そこでいいです。

（三又委員）

これ、全体の中の、売上高ですか。

（事務局）

はい。

えっとですね下の表に表があります。

それぞれこちらは五条の 5 番で地番で 2669 番という地番で菌床の数が、そこに 85 個ですね、とあと菌床の一個当たり 1kg。

今回内容としてはですね通常キクラエは乾燥で集荷されるんですけども。

今回の営農者様、株式会社様に関しては、生の状態で、収穫してそのまま契約先である会社様に出荷しますと。

いうことになってます。

菌床一個あたり生産量としてまして 1kg とりまして菌床全体の年間生産量は、8.5 キロということであと単価で売上高が 3 万 4000 円と見込みとなっております。

（三又委員）

ということは全部で。

全部 123 合わせて、何万か。34 万の 3 万 4000 円。

これはこれでいいんですけどね。これがずっとこの全体の面積あたりに幾らか上がるのか。

上がるだけじゃなくてそれをするために上は別として下の経費がどんくらいかかってこんだけ取れるかとか。

ああいうのはわからんのですか。

これ差し引きじゃない売上高の計算でしょうから。

いや何が言いたいかっていうとこの採算にあたりするのは前からと言ってますが、この佐伯でやりや佐伯の人もやりやいいという思いがあるのと、これ出してきたあれをですね農業委員会は事後調べて回りませんので。

今までの見ると、きちっと整理もできてないようなところもあるし、ちゃんとその辺を念を入れて、先方に行った上でですね、許可するようにせんとですね、もうそれで、ここが通ったらそれ

でもう万々歳というようなことになると、以後、非常に困ると思いますんで。

今までのを受けた通した案件を含めてですね。

から見ると、また同じようなことになるかなと思っておりますんで、その辺はきちっと、先方に伝えた上で、了解を求めて、それなら私は賛成です。

(会長)

事務局。

(事務局)

はい。

先ほど売上高についてあと経費のお話がありました。

申請上ですね営農計画書をいただいてましてロジキクラゲ今回の型発電設備で、今からお伝えする金額についてはですね、今スライドで出てる 2669 番以外などの残りの 2 筆、合計 3 筆を足した内容となっております。

ですね生産費用としては 36 万円ということで、そうですね粗収益が 48 万円で生産費用が 36 万で収益は 12 万ということにはなっております。

収益はそうなるんですけども、あとについてはですね今回のこの 3 筆ともですね申請の内容としてですね、営農型太陽光発電設備の下部の農地でできる作物については、荒廃農地であれば、単収の要件、生産される作物の生産量については、そこで要件はないんですけども、今回のこの 3 筆とも、営農型、太陽光発電設備の下部の農地でキクラゲの、栽培についてはですね、やっぱり単収要件がありまして、生産される作物キクラゲの収量がですね、他の平均的な栽培地の収量に比較して 8 割以上ないといけないと。

いう要件がつきます。

それで、制度上ですね、毎年 2 月末には農業委員会に対して生産されてる生産量についての報告を求めます。

その中できちんと栽培生産量の収穫がないと、もうそこで問題、取れないとですね最悪のときはもう許可の取り消しになることもありますので、収量が取れない。

の方については、きちんと取れてるか、適正に農地の方が栽培されているかということで確認をこれから取る予定でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(会長)

以上で事務局の説明は終わりですか。

はい。

三又委員。

(三又委員)

もうその説明例は説明ですけどね。

また今日出て、次、もう農業委員も 3 年に 1 回変わっていくわけですが。

こういう報告させるという話もわからん次の人は。

これできちっと調整がとれていくんならいいですけどね。

もうどうもここが過ぎたらいいんじゃないやっちゅうような感じになりやせんかなと思うんで。
この辺はきちっと面積の割には収入がこれ下部分は少ないんですよ。
ですから、ですからその辺はきちっと、先方に出してもらってそのそれだけことを上げていくと
いうように、やってください。
今はそうやるんですけど申し渡しでも何でもして、そうせんと、ここで売る人私どもの責任にも
なりますんで。
その点よろしくをお願いします。

(会長)
いいですか。
事務局。

(事務局)
はい。
ちょっと事務局からまた説明を申し訳ないですけど説明をさせていただきます。
また、先ほど説明しましたように制度上ですね、毎年2月末までに、営農型発電設備の下部で
の、栽培された、今回であればキクラゲの栽培の生産量の報告を求めます。
その内容について、また、直近の農業委員会総会においてですね、今まで佐伯市において営農型
太陽光発電設備の許可が、おりてます案件について、状況をですね、下部の生産量の収穫量の出
荷先、出荷量等の報告をさせていただきたいと考えてます。
今回のキクラゲの栽培について、今三又委員さんからですね、発電設備の下部に、面積に対して
収量とか、売り上げとか、少ないなっていうことは今質問がありました。
で、先行してですね同様の形で発電設備の下部での営農型発電で東広島市さんで先行して実績、
許可をがおりてまして、私の担当の方ですね、東広島市の農業委員会さんに連絡をとりまし
て、どういうふうに構造なってますかということで、今回、スライドのようにですね、中央部分
にやっぱり一列のマルチがありましてその中で菌床の同じように栽培をされてますということは
確認を取ってます。
で、私の方で立証説明させていただいたようにですね、他県でも東広島市さんでも同様に営農型
発電設備の、許可をお出して同様の設計となってるっていうことを確認をとってますので、よ
ろしくおもしろいと思います。

(会長)
三又委員、よろしいですか。
はい。
他に。
はいちょっと待ってくださいよ。
岡田君

(岡田総括)
岡田です。

三又委員のおっしゃる通りですね、毎月2月、東木原が言った通りこの案件、その他あった分については、こっちに絶対、届け、報告しろと言っております。

その報告を受けて、疑義が生じれば、皆さんご協力お願いします。

お話をしていきたいと思っております。

その時はよろしくお願いします。

(会長)

はい。

山田委員。

(山田美之委員)

はい。

8番の山田です。

まず、申請の目的なんですけれどもこれについて、他所有権の移転。

本件に関しては地上権の設定となっているので、この辺の違いを委員の皆様に変更でちょっとご説明いただきたいのが1点。

それから三条申請以前個人様及び株式会社様で出てたと思うんですけれども、これに関しては何か隣り合っているその土地が、名義を変えていかなければならないっていうところの引き継ぎ案件であると思われるんですが、その辺の説明も新しい委員さんがいらっしゃいますので、再度お願いしたい。

ちょっとこれ、何でこう明言が違うんだというような誤解を。

生むことにもなるのでこの点の説明をお願いいたします。

あと3点目最後なんですけれども。

これ、もし2月の時に報告書が云々という話があったんですけれども、最悪取り消しになった場合、その時は原状回復になるのかどうか。

という点も、この場で教えていただきたいのと合わせてそれを、この譲受人及び、譲り渡し人の方にお話されてるのかどうかというこの3点お伺いしたいと思いますよろしくお願いします。

(事務局)

はい。

まず5条の方で5条の4番から6番についてですね、議案書にありますように、賃借権の設定になっております。

営農型太陽光発電設備の転用許可については、一時転用許可となっております。

通常は3年間。

となります。

それが担い手、営農する方、実際発電設備で下部で営農する方が、認定農業者、または、今回のように担い手に該当する方については、十年間の許可となっております。

それで農地法の第五条の4番から6番については賃借権の設定という形を、一時転用許可と申請となっております。

3条については制度上ですね、発電設備の設置者、発電事業者さんと、その下の下部で営農する方

が同一であれば、3、今回は農地法の三条の地上権設定は必要はありません。

今回は発電事業者さんと下で営農する方が異なりますので、下の営農者の方が、うち今回では土地の所有者さんイコールなんですけども、その方から発電事業する方が、支柱部分発電設備の支柱部分の、上部ですね、太陽光パネルを設置する部分を権利設定をさせていただくと、そこ使用させていただくということで、区分地上権の設定をさせていただいているところであります。

それで今回は、農地法の第五条、3条ということで、5条については賃借権の設定で一時転用許可は支柱部分の許可で、三条許可の方は、その上部空間を使う口部分を使う、利用させていただく。

発電設備の区分地上権の設定となります。

制度上も許可期間についてはですね、農地法の五条と三条の許可期間は一定期間は同一とするように指導上なっております。

次にですね、なかなかちょっと私も先ほど説明させていただいたんですけども、今回ですね農地法第三条の許可が令和5年の5月2日付で許可がおりているところであります。

その時も法人様、株式会社様、個人様と農地取得者が分けられて、なんですけども、こちらについてもですね、どうして分けてるっていう理由については、先ほど私が説明したように本来であれば3筆で、発電事業者さんも、会社は分けられてるんですけども、会社の代表者、または下で農地を取得した営農者の方も、もう同一に近い、ほとんど同一なんですけども。

そこでもう発電事業者様の方が、発電設備の経済産業省さんの認定の中で、低圧型の小さい規模の発電所として、三つに分割したいという申請を経済産業省にすることで、その申請する中でもう土地の所有者様と発電事業者さんも分ける必要があると。

分けなければ同一の3筆が一つの大きい発電所等でみなされるので、それをあえて3分割するように、土地の所有者様、上の発電事業者様を分けて申請をされているという内容になってます。

そちらに、その点については疑義がありますけど、もう私の方で経済産業省、九州期経済産業局に確認しまして、国の方も、経済産業省の方も厳格な審査をして、別の第三者機関にも審査をして、そこは分割案件には当たらないと、保安、通常必要な大きい発電所の保安規制を保安規制を免れるための分割案件ではないということは、確認を取っております。

3点目については、ですね。

すいません。

現状回復についてはですね、こちらも制度上申し訳ないんで説明をさせていただきます。

発電事業者さんと、今回営農者さんが異なりますので、発電事業者さんと営農者が異なる場合は、農地転用の5条の営農型発電設備の許可申請上ですね、申請の時に、見積書として撤去費用ですね、万が一、許可の取り消しになりまして、原状回復する時には、太陽光発電設備の撤去費用の見積書もいただいております。

その見積もり額に対する資金証明、残高証明書だったり資金力があるということまで確認をとるように、制度上なっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

(会長)

はい。

はい。

山田委員。
よろしいですか。
どうぞ。

（山田美之委員）
ありがとうございます。
ちょっとごめんなさい。
わからない点があるので一つだけ教えてください。
その際にこの本件に関しては賃借権と地上権と。
両方設定するってことですね。

（事務局）
はい。

（山田美之委員）
原状回復の時は、もうそれも合わせてっていうような解釈でいいんでしょうか。

（事務局）
原状回復となる時にはもう許可の取り消し等の時だと思います。
はい。

（山田美之委員）
あわせて賃借権も地上権ももう取り消しっていうことになるのでっていうような解釈でいいということ。

（事務局）
またはもう3年10年の更新時も更新しないっていう時ですね。
はい。
そこで権利の期間は終了ということですね。
はい。

（山田美之委員）
すいませんじゃあそうなった。
その年数でいくといいんですけども先ほど2月に、来年の2月ですね。
1回。
業者さんに求めるっていう。
収益等についての報告書を求める。
年に何回っていうのがあるんでしょうか。

(事務局)

今回であれば、とも来年の2月にはなるんですけども、やはりその許可を出して、工事期間というものがあまして、工事期間については、来年の令和6年の6月、失礼しました。

来年、令和6年の9月30日までの工事期間となっています。

その中で太陽光発電設備の設置を行いますので、設置が終わりましての当初の1回目の収穫の時期の年の取れたものを、よく、翌年の2月末までに報告することになってますので、年1回の報告にはなってます。

(山田美之委員)

はい。

ありがとうございます。年1回は必ず報告を上げてもらうっていうような、十年間なら十年間っていうスパンでいくっていうことですかね。

はい。

(会長)

はい。

他に。

はい。

はい。

どうぞ。

いいですか。

(事務局)

はい。

あと今回については水については井戸を掘られるということは確認取ってます水利組合さんから意見書いただいてるんですけど水利は使わない予定であります。

ということです。

営農型発電設備ですので水とか温度管理ですね。水を散水したりとか、温度管理については営農型発電設備の電力を開けてもらって、営農されるということは確認を取っております。

はい。

以上です。

(会長)

はい。

他にどなたかご意見ございますか。

はい。

他にないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは、三条の10番、11番、及び五条の5番6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

続きまして、三条の 12 番についてですが、議案第 34 号で上がっております。

五条の 4 番と、貸し人と借り人が同一であります。

主たる審議内容は五条の 4 番の営農型太陽光発電施設になりますので、ここで議案第 34 号の五条の 4 番、及び三条の 12 番を一括して審議したいと思います。

それでは事務局の説明の後、一瀬推進委員さんから意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

三条の 12 番と五条 4 番について説明させていただきます。

地図の同じく 10 ページを御覧ください。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内農地の田です。

営農型太陽光発電施設としての用途による申請です。

転用者である着任は福岡市に本店を置き、自然エネルギー等による発電事業を営む法人です。

この度本申請地で営農型発電事業を行うため、許可後 3 年間一時転用しようとするものです。

なお下部の農地においては、貸し人が耕作を行い、キクラゲを栽培される予定です。

貸し人は担い手以外であることから、通常の 3 年以内の一時転用許可となり、この度許可後 3 年間一時転用しようとするものです。

申請地では、支柱を立てて最大高さ 2.27 メートルの太陽光パネルを設置します。

支柱フェンス部位引き込み電柱部分の面積は 0.58 m²のため、この数値が転用面積となります。

また、太陽光パネル下の農地面積は 578.51 平方メートルです。

パネル下には 140 個のキクラゲの菌床を設置します。

なお、太陽光パネルの最低地上高、6 メートル再高地上高 2.27 メートルとなっておりますが、パネル株でキクラゲを効率的に栽培するために適した遮光率を保つことができる高さであり、キクラゲの菌床を覆うマルチも問題なく収まること。

また、貸人が県外において営む営農型太陽光発電所の太陽光パネルの下部で行うキクラゲの栽培と同様の設計となっており、その実績から見て、効率的に栽培ができると判断され、申請をされています。

このキクラゲ栽培についての営農計画書が添付されております。

申請地については、造成等の工事を行わず、太陽光パネルを設置するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

なお本申請は、太陽光パネル下の農地面積が 578.51 平方メートルですので、500 平方メートルを超えています。

その場合ですね、佐伯市景観条例に基づく届け出の適合通知を得る必要がありますが、当該行為の届け出は適合と認められ、佐伯市都市計画課より適合通知が出されています。

また佐伯市における再生可能エネルギー発電事業との事業と地域との共生に関する条例における適用事業にもなりまして、発電事業に関する佐伯市長との協定締結をすでに終えていることを確認をしております。

床木地区地藏田水路組合からは、農地転用に伴う措置等について協議が整い、水路の用水を利用

する際に際しては、事前協議を行うとの共同条件で、同意する旨の意見書が添付されています。

許可基準は運用通知、農用地の許可基準の例外規定、一時的な利用に供するもの。

また、農林水産省通知の支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備等についての農地転用許可制度上の取り扱いについて、該当します。

事務局の説明は以上です。

（会長）

あと、小野君の方から説明があるか。

もういい。

（事務局）

今回の申請については営農型太陽光発電設置に伴う区分地上権の設定についてです。

三条申請については5月の農業委員会の案件として許可が出ております。

営農型太陽光発電の設置、設置者と営農者が異なる場合地上権を設置するための農地法第三条第1項の許可が、に係る申請が必要とされています。

地上権を設定する地上から0.6メートルから2.27メートルの間に太陽光パネルが設置されることとなります。

支柱部分における農地法第五条1転用許可申請が許可となる場合においては、三条許可についても問題ないと思われます。

すいません。

事務局からの説明は以上です。

（会長）

はい。

それじゃ一瀬推進委員さんお願いします。

（一瀬推進委員）

特に問題ないと思います。

（会長）

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明そして担当推進委員さんからも意見をいただきました。

それでは、三条の12番及び五条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

飛高委員。

（飛高委員）

キクラゲの栽培っていうのが実際どのようにされてるかっていうのが、ちょっとこっちも写真を

見るだけで、現場を見たことがないんで、宇目と蒲江が前回が許可が出てるんで、運営委員さんだけでもいいから、現場は1回、どういう状態かというのを見るということは、できるのかな。

(会長)
事務局

(飛高委員)
でき上がったところ、栽培してるところ確認。
そしたら相手に対しても農業委員が関心持ってるんだなというような。
ことにもなるんで、運営委員だけでも1回現地を見ていくような、方法を考えてみて欲しいと思います。

(事務局)
はい。
今、飛高委員さんからお話があったように宇目と蒲江が転用許可が今回、発電事業者さんから、申請をされて許可をお出ししてます。
その内容については今回はですね、営農型太陽光については一時転用許可でありまして、以前許可出してる宇目と蒲江については、恒久転用で永久転用になります。
ちょっと発電所がもう永久的な。
営農型をしないっていう。
恒久永久転用になりまして、今回の営農型太陽光とはまた別の発電設備になります。
で、今回のようにですね委員さんの方で実際、現地を見ていただくということでちょっと。
佐伯市ではちょっと事例がなくてですね、佐伯市では一番最初に営農型太陽光発電設備は、弥生の門田というところで、発芽にんにくの許可を、農地法四条ですけどもの営農型太陽光での許可、実際今も営農されてるんですけども、そのあと女島まで営農型太陽光で同じくブルーベリーの栽培をされています。
ポット栽培をされています。
それから、長良の方、津志河内の方でちょっと発電所大きいんですけども、会社さんの方がどくだみの栽培をされています。
そのあと同じく女島までブルーベリーの栽培されているポット栽培をされている方が、木立地区の方でも営農型太陽光の許可を出して、現在ですねちょっと工事の進捗がコロナの関係でちょっと資材の入荷とかで遅れてるんですけど。
もう間もなく発電設備の方は、木立の方はブルーベリーの栽培に向けて、設備の方は完成に向けて進んでいるということは私も現地確認をさせていただいてます。
で、現地の方がですねこちらが写真が鹿児島市の曾於市さんの写真でちょっと、株式会社様のホームページからちょっとコピーさせていただいたんですけども、実際事務局の岡田総括の方が現地を視察させていただいたところであります。
以前の委員会の総会においても岡田総括のが視察した。
状況をですね、説明させていただいて、発電設備の下部でキクラゲの栽培マルチ栽培をされているということでなってます。

今回、もう、株式会社様と個人様については、乾燥せずにもう、出荷先はもう決まってるんですけども。

決まった契約先が出荷先があります。

もう生の状態で出荷して、代替の卵としてキクラゲを原料としている。

ということで、その代替の卵を精製する原料として出荷されているということは確認を取ってます。

で、あと、収量についてもですね菌床のメーカーさんからきちんと菌床から栽培されて収穫ができるってことで専門の知見を有する方の意見書としてき。

今回のキクラゲの菌床のメーカーさんからも、知見を有する者の意見書として他県でも実績があつて、同様のスライド移されてます太陽光の下部で、もうほとんど遮光がある方が良いという条件下の中で、菌床栽培ができるということは確認を取っています。

以上事務局説明となります。

(会長)

飛高委員よろしいですか。

(飛高委員)

はい。

(会長)

はい。

それじゃ三又委員。

(三又委員)

三又です。

女島のときもちょっと若干もめて、あれして、現地見に行つて、もうよかろうということでしたんですが、整備的、草取りとか、環境的にはきちっとやっているの、現地を、さっき言ったように運営委員だけでもいいし、あおの時はみんな行つたと思うんですが。

そうしておく、そこまでやって、思うように行かんかったら、ちゅうことになるのかなと思うんですがそういう余裕はない、ないですかね。

(会長)

はい。

事務局。

皆さんが今、現地を見たいとかいうふうな話があるんですけども、最近女島のなんかながら、やるようなブルーベリーのポット栽培でそこにもう、他の自治体か農業委員さん方が視察に見られたことがあるよな。

日田市さんかな。だから、そういう形で、我々もどっか、そういった似通った施設があれば、例があればですね事例があれば、視察するのもいいのかなとは思いますが事務局の方どうですかね。

(事務局)

事務局の岡田です。

ちょっと他市の事例をちょっと見たいというお話でいいですかね。

それか、こういった佐伯市内でできてこれができるから皆さんに行くっていうかそういう。

両方予算どかーして、もう運営委員さんだけでも見積もれるのであれば、来年度当初予算とか頑張って、それ入れたいと思います。

はい。

で、もし無理であれば、佐伯市内、もうこれを基にですね、運営者主体となって、もしくは地元の委員さんもしくは手挙げたものの委員さんで、営農型太陽光のですね、チェック班みたいな形でですね、定期的に、2月前、もしくはそれを受けた後を見に行つて、こういう状況ですというようなヒアリングを受けてもいいんじゃないかと思つてますので。

そこら辺すいません私たちも頑張りますので、あれだけなっちゃうのか、これどげえなっちゃうのか、どんどん尻叩いていただけたらと思います。

以上です。

(会長)

よろしいですか。

三又委員どうぞ。

どうですか。

もういいですか。

三又委員。

他にご意見ございますか。

はい。

波戸崎委員。

(波戸崎委員)

この際にちょっと会議の終わりに聞こうかなと思つたんですけど、この際なんでちょっと聞いておこうと思うんですけど、その女島のブルーベリーですね。

多分4.5年ぐらいたつのかなと思うんですけど。

あそこは一種農地なんですよ。

当初計画通りいかなかった時にどうするかっていう話を結構あの時の委員で喧々諤々とお話したんですけど、毎年2月に報告があつてると。

今計画通りっていつてるんですかそれともいつてないんですか。

(事務局)

はい。

その女島のブルーベリーポット栽培についてなんですけども、当初ポットブルーベリーポットがあるんですけども、当社の入荷が一括して納入されたのではなくて、ブルーベリーのポットの方が分かれて分割して2回に分かれて入ってきたと。

ということで、ブルーベリーの規模。何年生、5年生とあるんですけども、最初の50鉢でしょうかね。

についてはもうもうかなり実がないように、成木になってるということで。

残りの遅れて入ってきたポットについては、なかなかきりになってないというか、時間かかるということで報告を受けております。

はい。

で、若干というか計画当初計画からすると、収穫、とれてる収量が、思ったより計画通り実績がないってのはちょっと確かではあります。

ただし報告もきちんといただいてましてそれからですね、農業委員会に報告をいただきまして、農業委員会から県の方に、進達するようになってます。

国まで行きましてご指導いただくようになってます。

女島のブルーベリーについては収量が、他の平均的な収量に対して8割を超えてないといけないという要件が厳しい要件がつく。

第1種農地のブルーベリーの、営農型太陽光の許可を入れているところです。

ちょっと私も担当としてこれから毎年2月末に報告いただいているんですけども、当初の計画によりかは少し遅れてる。

また収量が若干下がってるなんてことは、私担当としても認識してるところであります。

これから営農者の方にご指導をさせていただくところであります。

今そういう状況になってますので報告させていただきます。

以上です。

(波戸崎委員)

今話を聞いた中で、それが難しくて、よその産地の8割、取る目標でやってるけどなかなか取れないと。

これは言ったら、8割をずっと目指しながらずっとずるずる続くものなのか。

それとも、いつか8割いかないから、今言った事業取り下げるような方向にいくのかで、これは一種農地での扱いになるんで、これ方向性としてはどういう形になるのかなってのがずっと気になってるんですけど。

(事務局)

はい。

制度上ですねもう、確かに理由が必要なんですけどもうブルーベリーでのポット栽培ということで、当初計画されて今栽培されてるんですけども。

その収量がなかなかきちんと平均的な収量8割を超えないということになってきますと、その中で事務局と営農者か、許可をし、本社の方と相談協議させていただくんですけども事業の取り消し、結果の取引または作物転換という中でまた、そうなりますと、また農業委員さん、また運営委員会等で協議しながらですね、他の作物に転換するっていうことも考えられるかなと考えてます。

最悪のケースは許可の取り消しになるんですけども、そういったふうに今後ちょっと、女島のブルーベリーについては、ちょっと私ども注視して、状況見ながら対応していきたいなと思ってま

すので。

はい。

上部機関からも指導が今後あると思いますので。

はい。

以上です。

（波戸崎委員）

わかりました。

（会長）

はい。

飛高委員。

（飛高委員）

これ営農の適切な継続ということで通常の場合が8割周辺以上ってということと、荒廃農地を採用した場合は、また違う適切かつ効果的に利用されてることというようなことなんですけど、今まで荒廃地を利用したことがある。

ありますか。

（会長）

はい。

事務局。

（事務局）

はい。

説明させていただきます収量要件、営農型発電設備の下部で、作物される生産される作物の収量要件8割以上の要件が、つくのは、荒廃農地以外ということになります。

荒廃農地、その収量要件がつかなかった案件については、長良の津志河内のどくだみの栽培のところでですね。

それと今整備の工事を今、間もなく完成を終える立木のブルーベリーのポット栽培。

この二つの案件については、荒廃農地として設置する前は荒廃農地であったと、いうことの確認をとってですね、収量要件はつきません。

収量要件は使わないんですけども営農型発電設備の許可が出た後は、適切に営農計画で定められた作物もきちんと適正に栽培されて、農地を管理をしていただくということが条件につきまして、同じく毎年2月末までに、発電設備の下部の、作物の栽培の報告をですね、作物の収量の報告をいただくようになっております。

以上です。

（会長）

はい。

他にございませんか。

はい。

ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、三条の 12 番、及び 5 番の五条の 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第三条の 12 件及び五条の 4.5.6 番の 3 件の審議を終わります。

続きまして、7 ページの議案第 34 号、農地法第五条の規定による許可申請について、議案審議いたします。

まず、五条の一番についてですが、事務局の説明の後、市原推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の一番について説明させていただきます。

地図の 11 ページをご覧ください。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の田です。

駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は申請地隣接の住宅に居住しており、自宅敷地内の駐車スペースが狭小で転回スペースもないため、また、自宅前のスペースは今後庭として利用したいため、隣接する申請地を個人用及び来客用の駐車場として利用する計画です。

なお申請地は、譲り渡し人が平成 25 年 1 月ごろから、事務所敷地として利用。

現在は事務所は撤去済みで、更地ジャリ敷きの現況のため、今回譲り受人と譲り渡人の連名での始末書が添付されています。

申請地では、個人用 4 台、夫婦 2 台、子 2 台、来客用 2 台、計 6 台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

なお申請地と隣接地の譲受人住宅との境界ブロックの一部については、駐車場の利用開始後、時間をかけて撤去するとのことです。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第 2、1 両括弧 1 完了（イ）、第二種農地の許可要件申請に係る農地に代えて、周辺の他の土地を供することによっては、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい続きまして市原推進委員さんをお願いします。

(市原推進委員)

諮問書が出ており、特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、追認案件であるけれども現地については問題ないという意見でございました。

それでは五条の一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の一番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の2番についてですが本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明をお願いします。

説明と、推進委員さんの意見も併せてお願いします。

(事務局)

はい。

五条の2番について説明いたします。

地図の12ページをご覧ください。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第二種農地の畑です。

進入路及び駐車場用地としての用途による申請です。

譲受人は現在京都に住んでいますが、空き家バンク、空き家バンクで当該申請地付近の住宅を購入し移住しますが、駐車場がないため、申請地の個人を駐車場として利用する計画です。

なお申請地は、譲渡人が平成11年頃から駐車場及び進入路として利用しており、現在は雑種地砂利敷き未利用のため、状況のため、譲渡人と譲受人の連名での始末書が添付されております。

申請地では、自家用1台、来客用1台の計2台分の駐車スペースを設けます。

造成工事は現状利用及びコンクリート舗装のため、土砂の流出他の恐れはないと思われます。

また雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は第二種農地の許可要件に該当します。

事務局の説明は以上です。

担当の推進委員さんからは、現状では砂利を敷いており駐車場としては問題ありませんが、始末書も添付されており、現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。

以上です。

(会長)

はい。

事務局から説明、そして担当推進委員さんからも追認案件ではあるけれども、始末書も添付されており、現状について問題ないとの意見がございました。

それでは、五条の２番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の２番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可とします。

続きまして五条の３番についてですが、事務局説明の後、上杉推進委員さんの意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。

五条の３番について説明させていただきます。

地図の１３ページをご覧ください。

申請地は、都市計画区域内、準工業地域の第三種農地の畑です。

駐車場用地としての申請です。

住宅敷地には、駐車スペースがないため、現在、玄関前の狭いスペースに１台、また、近隣の土地を借りて駐車している状況です。

そのため、申請地を個人用の駐車場として利用する計画です。

申請地では、個人用、現在の保有台数２台と増大予定の１台を含む計３台分の駐車スペースを設けます。

また、車両進入経路については、里道を利用しますが、申請地隣接地との境界が現況の杭とロープ張り部分より、申請地側に位置することのこのことのため、車両は通行できるとのことです。造成工事は草刈のみのため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、雨水は自然浸透します。

水利権はありません。

許可基準は運用通知第２、１両括弧１への両括弧１、第三種農地の許可を受け、第三種農地の転用は許可をすることができるに該当します。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして上杉推進委員さんお願いします。

(上杉推進委員)

はい。

特に問題ないと思われます。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは五条の3番について、これより意見等を求めたいと思います。

何かございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

五条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、許可するとします。

以上で、農地法第五条の3件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第33号農地法第三条の7件につきましては、許可としたいと思います。

議案第34号農地法第五条の6件につきましても許可としたいと思います。

続きまして、佐伯市農業地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを審議いたします。

まず、除外申請一番についてですが、事務局より説明の後、坪矢推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

お手元の資料で佐伯市農業振興地域整備計画の変更の議案書になります。

農振除外の一番となります。

案件番号一番についてご説明をさせていただきます。

お配りしている住宅地図の1ページをご覧ください。

申請者土地所有者は、今後耕作する予定がなく、一戸建て住宅新築を希望しているものが、日当たり接道状況等が最適であるため、住宅用地として有効利用したいと考えました。

なお申請地は、前所有者が農地造成嵩上げを行い、その後、現所有者の親が石済みの擁壁を一部設置し、砂利を敷いている状況です。

申請地では木造平屋建て、建築面積151.54平方メートルの住宅を建築します。

造成工事は現状のまま利用するため、土砂の流出崩壊の恐れはないと思われます。

また、汚水処理生活排水は合併処理浄化槽を設置し、処理水は道路側溝に放流します。

申請地は第二種農地に当たり、除外がなされれば、転用の許可基準に照らして転用の見込みがあると思われます。

なお申請地は、申請者の親がすでに土地造成砂利敷きを行っているため、転用許可申請については、追認許可申請、始末書の添付が必要と思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。

続きまして坪矢推進委員さんお願いします。

(坪矢推進委員)

はい。

この案件につきましては、特に問題ないと思います。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも、問題ないという意見でございました。それでは除外申請一番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

除外申請一番について特に意見なしということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、意見は特になしとします。

続きまして非農地通知証明願についてを審議します。

一番についてですが本日担当推進委員さんが欠席のため、事務局の説明の後、推進委員の意見も併せてお願いします。

(事務局)

はいそれでは非農地証明願についてご説明いたします。

議案書の1ページをご覧ください。

非農地証明願一番説明をいたします。

申請地の調査は10月23日に担当区の清田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市大字鶴望の一筆です。

申請時の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成25年に相続していますが、父親が、農地法の知識がなかったため、昭和53年に倉庫を建築し、利用してきました。

今回、売買するにあたり、申請地が畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通り、倉庫が建築されており、この土地を農地に復元するのは、経済的損失を考慮すれば困難です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より一番の非農地願の説明そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これを意見とまとめたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして、2番についてですが事務局説明の後一瀬推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はいそれでは非農地証明願2番の説明をします。

申請地の調査は、10月19日に担当区の一瀬推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市弥生大字尺間の一筆です。

申請時の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が平成21年に相続していますが、相続する以前から、耕作者がおらず、山林化しています。

今回、売買するにあたり、地目が畑では、所有権移転ができないための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって、本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

それでは続きまして、一瀬推進委員さんお願いします。

(一瀬推進委員)

はい。

特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より、2番の非農地証明願の説明及び推進委員さんからも、特に問題なしとの意見がございました。

これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

では賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして3番についてです。

事務局説明の後、曾根田推進委員さんの意見をお願いします。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願3番の説明をします。

申請地の調査は10月19日に担当区の曾根田推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市直川大字赤木の2筆です。

申請地の土地の表示申請人と議案書の通りです。

本申請地は、現所有者の父親が、農地法の知識がなかったことから、杉を植林しております。

今回、現所有者が相続したところ、地目が畑であることが判明したための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通り、スギが植林されている状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって本申請地は非農地証明書発行基準要領第2の5に該当します。

審議のほどよろしくをお願いします。

(会長)

はい。

それでは続きまして曾根田推進委員さんをお願いします。

(曾根田推進委員)

はい。

特に問題ありません。

以上です。

(会長)

はい。

ありがとうございました。

ただいま事務局より3番の非農地証明願の説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで、承認したいと思います。

続きまして4番についてですが、事務局説明の後、推進委員さんが欠席でございますので、あわせて推進委員さんの意見もお願いします。

(事務局)

はい。では非農地証明が4番の説明をします。

申請地の調査は10月17日に担当区の坂本推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は、佐伯市上浦大字浅海井浦の一筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、全所有者の父親が死亡したことにより、申請農地を管理する者がいなくなり、森林化してしまいました。

今回、この土地を売買するにあたり、農地のままでは、所有権移転登記ができないための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、本申請地は、非農地証明書発行基準要領第2の4に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしくお願いします。

(会長)

はい。

ただいま事務局より4番の非農地証明願の説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

これより検討を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして5番についてですが、事務局の説明の後、担当推進委員も欠席でございますので推進委員の意見もあわせてお願いします。

(事務局)

はいそれでは非農地証明願5番の説明をします。

申請地の調査は10月17日に担当区の松尾推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市蒲江大字西野浦の2筆です。

申請地の土地の表示申請人等は議案書の通りです。

本申請地は、現所有者が昭和 54 年に相続していますが、相続する以前から耕作者がおらず、また、現所有者が大阪府に在住のため、管理ができず、山林化して、現在に至っております。

今回売買をするにあたり、農地では所有権移転ができないための申請になります。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 4 に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特に問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく願います。

(会長)

はい。

ただいま事務局より 5 番の非農地証明願の説明そして担当推進委員さんからは特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので、取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

賛成多数ということで、承認したいと思います。

続きまして 6 番についてですがここも推進先欠席でございますので、事務局の方で併せて願います。

(事務局)

はい。

それでは非農地証明願 6 番の説明をします。

申請地の調査は 10 月 17 日に担当区の松尾推進委員と事務局二名で実施しました。

申請地は佐伯市蒲江大字西野浦の一筆です。

申請地の土地の表示、申請人等の議案書の通りです。

本申請地は、先月申請のあった農地に隣接する土地で、同じ所有者が申告漏れをしていたとのこととです。

現状は前回と同様、農地法の知識がなく、養殖場の敷地として利用しております。

現況は、スクリーンに映し出している通りの状況で、この土地を農地に復元するには、経済的損失を考慮すれば困難な状況です。

よって本申請地は、非農地証明書発行基準要領第 2 の 5 に該当します。

なお、地元推進委員さんからは特になし、問題なしとの意見書をいただいております。

審議のほどよろしく願います。

(会長)

はい。

ただいま事務局より 6 番の非農地証明願。

の説明及び担当推進員さんからの、特に問題なしとの意見がございました。

これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。

ないということなので取りまとめたいと思います。

それでは賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

非農地証明願の 6 件につきましては、承認したいと思います。

それではここで一旦休憩いたします。

再開時間を 16 時 10 分。

よろしいですか。

じゃ、16 時 10 分に再開したいと思います。

はい。

それじゃ推進委員の皆さんご苦労さまでした。

(会長)

時間が来ましたので再開させていただきます。

ただいまより、その他の議案、農用地利用集積計画案について、農政課より説明をお願いします。

(農政課)

はい。

お疲れ様です。

農政課の木本です。

前回の定例会でお願いしておりました、利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを、農地利用集積計画案として作成いたしましたので、審議をお願いいたします。

座って、失礼いたします。

今回の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は 93 件となっております。

お手元の農用地利用集積計画案をご確認ください。

表紙裏の一覧表をご覧ください。

契約期間ごとの合計を読み上げます。

契約期間 5 年が 10 筆で 1 万 2275 平方メートル。

契約期間 20 年が 82 筆で 4 万 4858 平方メートル。

また先ほど農業委員会の事務局からありました。

所有権移転が一筆で 128 平方メートル。

これら合計で 93 筆で 5 万 7261 平方メートルと平方メートルとなっております。

なお各契約の詳細につきましては、次のページ以降に掲載しておりますので、ご確認をお願いい

たします。

また、利用権の設定等を受けるものが公社となっているものにつきましては、農地中間管理事業通しております。

後程、農地利用促進計画の促進計画案にてご説明がございます。

以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われるので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

(会長)

ただいま農政課より農用地利用集積計画案について説明がございました。

これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

ございませんか。

はい。

それではただいまより、農用地利用集積計画案についてを取りまとめたいと思います。

賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

全員賛成ということで承認したいと思います。

続きまして利用権設定の推進についてということで、農政課、説明をお願いします。

(農政課)

はい。

利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いいたしております。

満期到来分については、該当する推進委員の方へリストを渡しておりますので、相談等を受けた場合はご助言のほどよろしく願いいたします。

また今回の利用権設定用紙の提出締め切りは 11 月 15 日水曜日といたします。

書類の提出については、農政課または各振興局の方になりますので、ご助言のほどよろしく願いいたします。

なお、設定用紙が必要な場合は別途お届けいたしますので、農政課の方へご連絡をいただきますよう、よろしく願いいたします。

以上となります。

(会長)

はい今月の締め切りは 11 月 15 日水曜日となっております。

ご相談があれば、ご助言のほどお願いしたいと思います。

続きまして、農用地利用集積等促進計画案について説明をお願いします。

(農政課)

はい。

農政課の矢野です。

よろしくお願いいたします。

座って説明させてもらいます。

お手元の農用地利用集積等促進計画、括弧案に沿って説明させていただきます。

2枚目が集計表となっておりますので、ご覧ください。

今月の案件は、令和6年1月1日開始分の92件になります。

内訳としまして、契約期間5年のもの。

契約更新で登記地目田、10筆1万2275平米。

契約期間20年のもの、新規で登記地目田、76筆、4万1079平米、登記地目畑、6筆、3779平米以上、合計92筆面積が5万7133平米となっています。

詳細につきましては、農用地貸し付け調書を添付しておりますので、ご確認ください。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(会長)

はい。

ただいま農政課より農用地利用集積等促進計画案についての説明がございました。

どなたか意見が意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

ありませんか。

はい。

ないようですので、取りまとめたいと思います。

農政課より提出された農用地利用集積等促進計画案について、特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。

挙手全員ということで、農用地利用集積等促進計画案についての意見は特になしということとします。

はい、農政課、ありがとうございました。

これにてすべての議案が終了いたしましたそれでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和5年第11回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(16時46分閉会)